令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(厚生労働省医政局地域医療計画課)

項目	名	地域医療構想実現に向けた税	制上の優遇措置の延長			
税	目	登録免許税				
	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月21日閣議決定)等に おいて、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年にお ける地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求					
要	めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととしている。 地域医療構想の実現に向けては、医療機関の再編を伴う急性期機能の集約					
望	化や病床機能の再編が必要となる場合があるが、入院患者調整による減収や 新たな経済的負担が発生する。 地域の医療機関の再編に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地					
Ø	域医療構想を推進する必要がある。					
内	・特例措置の内容 地域医療構想を推進するため、医療介護総合確保法に規定する認定再編計 画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物について、登録免許 税を減免する税制措置の延長を要望する。					
容	(租税	持別措置法第80条の3)	- 東ケ英の諸原見は短	-		
			平年度の減収見込額	一 百万円		
			(制度自体の減収額)	(一 百万円)		
			(改正増減収額)	(一 百万円)		

(1) 政策目的 新 病床機能の分化・連携に伴う、地域の医療機関の再編による資産の取得が行 設 われた際に、登録免許税の減免措置が受けられることにより、より一層の地域 医療構想の推進が図られる。 拡 充 (2) 施策の必要性 再編を含む病床機能の分化・連携を税制で支援することにより、医療機関の 又 自主的な取組を促し、2025年における地域医療構想のより一層の推進と実現を は 図る。 延 長 を 必 要 ٢ す る 理 由

			基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康 づくりを推進すること
今回の要望(租税特別措置)に関連する事	合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 - 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政 策 の 達成目標	病床再編等に係る負担を軽減し、2025 年における地域医療構想の実現を図る。 新経済・財政再生計画改革行程表 2021 (令和3年12月23日経済財政諮問会議)の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した 2025 年 (令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を 2025 年度中に 100%とすることを目標とする。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年
		同上の期間 中の達成 目 標	地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財政再生計画改革行程表 2021(令和3年12月23日経済財政諮問会議)の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を令和5年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回をそれぞれ段階的な目標として設定する。
		政策目標の 達 成 状 況	本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うことともに、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で18区域選定したところであり、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。
項		要望の 措置の 適用見込み	年間 10 件
	有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	地域医療構想の実現への過程において、公立・公的医療機関と民間医療機関に対して等しく再編を促していくためには、税負担においても可能な限り公平性を失することがないようにする必要がある。加えて、医療機関の再編に伴う資産の取得について、登録免許税を優遇する措置を延長することにより、民間医療機関の経済的負担が軽減され、地域にとって最適な機能を有する民間医療機関の再編に関する議論及び再編の実施が促進される。

		当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税においては、医療介護総合確保法上の認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い、公益性が高い場合に、取得する一定の建物について固定資産税の課税標準を現行の2分の1に軽減する措置を要望している。
<u> </u>	相当	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	「病床機能再編支援事業」 (要求内容)病床削減や再編時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整 等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編規模に応じた支援を行う。 (総事業費) 195 億円程度
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	病院再編時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産取 得時の登録免許税に係る経済的負担に対しては本要望により軽 減を行う。
		要望の措置の 妥 当 性	地域医療構想の実現に向けた地域の医療機関の再編を本措置で支援することにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。
_ これまでの和		租税特別 措 置 の 適用実績	[適用件数] [減収見込み額] 令和3年度 0件 0百万円 令和4年度(見込み) 2件 10百万円 ※認定再編計画の認定医療機関へのヒアリングに基づき算出
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
租税特別措置の適用	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	令和2年以降、都道府県及び医療機関が新型コロナウイルス 感染症対応を最優先として対応しており、地域医療構想を推進 することが難しい状況の最中にあっても再編計画の認定の実績 が出てきており、再編は促進されているものと考えている。	
の適用実績と効果に関連する事項		前回要望時 の達成目標	2025 年における地域医療構想の実現
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	2025 年における地域医療構想の実現の現時点の進捗状況については、今年度調査予定。 令和2年以降、都道府県及び医療機関が新型コロナウイルス感染症対応を最優先として対応しており、地域医療構想を推進することが難しい状況である。一方で、地方との協議も経た上で、本年3月には地域医療構想に関する進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととし、その検討状況を公表することとしている。地域医療構想を進めるための措置が今後より一層必要となっている。

令和3年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置のこれまでの創設(登録免許税の軽減措置の創設)要望経緯令和4年度 創設 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設(不動産取得税の軽減措置の創設)